

香川県条例第42号

指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中学校及び小学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。 ア～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 小学校、中学校若しくは高等学校に所属する<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭若しくは栄養教諭又は特別支援学校に所属する教諭（部の主事を命ぜられた教諭を除く。）、養護教諭若しくは栄養教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務でその職務が困難であるとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを担当するものが、当該担当に係る業務に従事した場合</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてその給与を支給し、又は負担しているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中学校及び小学校に勤務する職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。 ア～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 小学校、中学校若しくは高等学校に所属する教諭、養護教諭若しくは栄養教諭又は特別支援学校に所属する教諭（部の主事を命ぜられた教諭を除く。）、養護教諭若しくは栄養教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務でその職務が困難であるとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを担当するものが、当該担当に係る業務に従事した場合</p>
1	

(4)～(7) 略

2 略

(義務教育等教員特別手当)

第24条の7 略

2・3 略

4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものをいう。

5 略

(4)～(7) 略

2 略

(義務教育等教員特別手当)

第24条の7 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

3 高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものをいう。

5 略

（へき地手当等に関する条例の一部改正）

第2条 へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する当該職員を含む。）及び事務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。）であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する当該職員を含む。）及び事務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。）であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（當時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（當時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。